

南陽市農業振興計画の一部改訂概要

改訂の目的

果樹は本市の農業生産額の 4 割超を占める主要な農産物であり、今後も少子高齢化、人口減少に対応しながら一層の振興を図る必要がある。

については、計画書 31 頁「第 4 章 施策・事業－第 1 節 分野別の振興方針－3 地域の特性を活かした農業の推進－（1）作物別の生産振興－果樹の振興」中に、重点振興品目を設定し取組を強化するものである。

（農業振興計画に重点振興品目を位置付けることにより、国庫補助等による個別事業との関連性を明確にするもの。）

改訂内容

別添「南陽市農業振興計画の一部改訂案」のとおり
変更箇所は下線により記載している。

改訂スケジュール

本改訂は「主な取組」に果樹の重点振興品目を追記するのみの変更であり、基本目標、基本方針、振興方針に変更は生じないことから、「南陽市農業振興地域整備促進協議会」への諮問は行わず、庁内決裁により一部改訂を行う。

令和 4 年 12 月 南陽市農業振興計画の一部改訂（庁内決裁）

令和 4 年 12 月 ホームページ公開